

資料編

1 策定経過

<平成 30 (2018) 年度>

年月	会議名等・主な内容
平成 30 年 10 月	第 2 回保健福祉審議会子ども・子育て支援部会 → ニーズ調査について
平成 30 年 11 月	ニーズ調査の実施 (11 月 5 日～11 月 21 日)
平成 31 年 3 月	ヒアリング調査の実施
	第 3 回保健福祉審議会子ども・子育て支援部会 → ニーズ調査の結果について
	第 2 回保健福祉審議会 → ニーズ調査の結果について

<令和元 (2019) 年度>

年月	会議名等・主な内容
令和元年 7 月	第 1 回保健福祉審議会 → 保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の設置について 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について
	第 1 回子ども・子育て支援事業計画策定委員会 → 教育・保育提供区域の決定について 目標事業量について
令和元年 8 月	第 2 回子ども・子育て支援事業計画策定委員会 → 目標事業量について 確保方策について
	第 1 回保健福祉審議会子ども・子育て支援部会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定について
令和元年 9 月	第 3 回子ども・子育て支援事業計画策定委員会 → 目標事業量について 確保方策について
令和元年 10 月	第 4 回子ども・子育て支援事業計画策定委員会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (素案) について
令和元年 11 月	第 2 回保健福祉審議会子ども・子育て支援部会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (素案) について
	第 2 回保健福祉審議会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (素案) について
令和元年 12 月 ～令和 2 年 1 月	パブリックコメントの実施 (12 月 16 日～1 月 15 日)
令和 2 年 2 月	第 3 回保健福祉審議会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (案) の諮問
	第 3 回保健福祉審議会子ども・子育て支援部会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (案) について
令和 2 年 3 月	第 4 回保健福祉審議会 → 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (案) の答申

2 ヒアリング実施結果の概要

(1) 目的

成田市内の子育てに関心のある保護者の生の声をお聞きすることにより、計画策定の参考とするために実施しました。

日々の子育てをする上での意見のほか、ボランティア活動を通して感じたことや今後期待したい子育て支援サービスなど、幅広い視点でのヒアリングを行うことができました。

(2) 日時・会場

平成31年3月14日(木)に公津の杜コミュニティセンターにおいて、成田市子育て応援サイト「なり☆すく」のボランティア編集員の方々を対象に子育てに関するご意見をお聞きしました。

(3) 主なご意見

①子育て支援サービスに関する意見

- ・ 放課後等デイサービスや児童ホーム等について、入所までの手順をもっと簡素化して欲しい。
- ・ 子育て支援サービスの利用に当たり、実際にサービスを受けるまでに時間がかかる。

②ボランティア活動について

- ・ ボランティア活動について、市からの経済的支援をより充実させて欲しい。
- ・ ボランティア団体の活動において参加者の高齢化が進み、次代の担い手が不足している。活動の継続に不安をもっている方もおり、今後活動を継続させるためにも、市として対策やサポート体制をとるための取組をもっと増やして欲しい。そのために、講演会、勉強会、座談会などの機会を設けて欲しい。

③子どもたちの居場所について

- ・ 児童ホームに入っていない子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所をもっと欲しい。
- ・ 児童ホームに入っている子どもたちだけでなく、児童ホームに入っていない子どもたちも校庭で遊べるようにできないか。
- ・ 夏休みに小学校のプールを無料開放してはどうか。
- ・ 児童ホームの定員を増やすだけでなく、市民参加型の地域一体となった取組ができないか。

④子育てに関する情報の提供について

- ・ 子育てに関する情報を共有するためには、PC ではなくスマホを主体とした取組がよい。フェイスブックやラインなどの SNS も考えられる。
- ・ 子育て支援に関する情報を市からハガキなどで知らせてくれたらうれしい。

⑤保育園や幼稚園について

- ・ 子どもは保育園や幼稚園ですぐに風邪を引く。各園に看護師がいてくれると安心だと思う。
- ・ 私立幼稚園に入園する児童が減少している。一方で保育園は増えている。市が幼稚園に補助金を出すなどして、私立幼稚園がもっと長時間児童を預かれるようにしてほしい。

⑥その他

- ・ 車が運転できないと各種サービスが受けづらい。
- ・ 保健福祉館に行くためのバスの増便や病院に診察に行くためのタクシー券を配布するなどして欲しい。

3 用語解説

あ行

育児休業制度

子どもが1歳（保育園に入所できないなど、一定の場合は、最長2歳）に達するまでの育児休業の権利を保障する制度です。父母ともに育児休業を取得する場合は、子どもが1歳2か月に達するまでの間の1年間、父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度の育児休業の取得が可能となっています。

一般事業主行動計画

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間、②目標、③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定するものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

M字曲線

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというわが国の特徴を示したものです。

か行

家庭児童相談室

子どもたちとその家族に関する相談窓口です。しつけや児童虐待など、子どもや家庭のさまざまな問題を専門の職員（家庭児童相談員）が相談に応じています。

家庭的保育者

家庭的保育は、主に0歳児から2歳児までの子どもを対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業のことです。家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した保育士等の要件に該当する資格が必要で、家庭的保育を行う際に配置する必要があります。

企業主導型保育施設

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度である企業主導型保育事業を活用して設置した保育施設です。企業が、自社の従業員の働き方に応じて、多様で柔軟な保育サービスを提供することができます。

教育相談室

幼児から高校生までの児童生徒、保護者等を対象として、学習や交友関係などの悩み、家庭教育や青少年教育に関することなど、さまざまな相談に応じています。

居宅訪問型保育

主に 0 歳児から 2 歳児までの子どもを対象とし、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 の保育を行う事業のことであります。

合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するものです。

高等学校卒業程度認定試験

さまざまな理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。合格者は大学・短大・専門学校を受験資格が与えられます。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することができます。

子ども家庭総合支援拠点

子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行うための拠点のことであります。

子ども・子育て関連 3 法

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の総称のことであります。

さ行

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

次世代育成支援対策推進法

平成 17 年 4 月 1 日に施行された法律です。当初は平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が平成 37（令和 7）年 3 月 31 日まで延長されています。わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることとしています。

児童発達支援施設（こども発達支援センター）

小学校就学前の 6 歳までの障がいのある又は発達に遅れがある子どもが主に通い、支援を受けるための施設です。日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園や幼稚園のように遊びや学びの場を提供する身近な療育の場です。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設です。

小規模保育

主に 0 歳児から 2 歳児までの子どもを対象とし、定員 6 人以上 19 人以下の少人数を対象に、きめ細かな保育を行う事業のことです。

潜在保育士

現在は離職している保育士資格取得者のことです。

た行

地域子育て支援センター

子育て親子の交流の場の提供や交流の促進を行うとともに、子育て等に関する相談・援助や地域の子育て関連情報の提供などを実施します。

地域型保育事業

認可保育園（原則定員 20 名以上）より少人数の単位で、主に 0 歳児から 2 歳児までの子どもを保育する事業のことです。市町村の認可事業であり、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の類型があります。

地区保健推進員

市から委嘱を受け、多くの市民の方が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、健康づくりのお手伝いをしています。

特定教育・保育施設

市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（認可保育園、認定こども園及び幼稚園）のことです。

は行

ひまわりクラブ

母親学級の OB 会のことで、母親学級の参加者が、出産後に赤ちゃんを連れて集まり、さらに親睦を深める機会であり、母親同士の交流や子育ての情報交換の場となっています。

不育症

妊娠はするものの、流産、死産や新生児死亡（生後 1 週間以内の死亡）などを繰り返し、結果的に子どもをもつことができない場合のことをいいます。

放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動を行います。地域住民との交流活動等を通じて、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

ま行

民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受け、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

ら行

ライフサポートファイル

対象児童の日々の成長や生活の状況、支援内容などを記録するノート形式のファイルのことです。

4 成田市保健福祉審議会設置条例

平成10年9月29日

条例第25号

(設置)

第1条 本市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、成田市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 保健、医療及び福祉施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉施策の推進及び運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉施策に関し、市長が必要と認める事項（組織等）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 市長は、特定事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特定事項の調査審議期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。）の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

5 成田市保健福祉審議会委員名簿

任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

No.	氏名	区分	備考
1	山口 英雄	公募による市民	
2	中山 明子	公募による市民	
3	杉原 素子	識見を有する者	会長
4	中村 智裕	保健医療福祉関係者	
5	山崎 良美	保健医療福祉関係者	
6	根本 明久	保健医療福祉関係者	
7	富澤 圭一	保健医療福祉関係者	
8	眞鍋 知史	保健医療福祉関係者	
9	大木 和江	保健医療福祉関係者	
10	袖屋 寛	保健医療福祉関係者	
11	鈴木 信康	保健医療福祉関係者	
12	高木 正尊	保健医療福祉関係者	
13	根本 栄子	保健医療福祉関係者	
14	青木 偉年	保健医療福祉関係者	副会長
15	湯川 智美	保健医療福祉関係者	

(順不同・敬称略)

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

No.	氏名	区分	備考
1	中山 明子	公募による市民	
2	篠原 春江	公募による市民	
3	城間 将江	識見を有する者	会長
4	中村 智裕	保健医療福祉関係者	
5	高橋 知子	保健医療福祉関係者	
6	根本 明久	保健医療福祉関係者	
7	富澤 圭一	保健医療福祉関係者	
8	眞鍋 知史	保健医療福祉関係者	
9	城 順子	保健医療福祉関係者	
10	袖屋 寛	保健医療福祉関係者	
11	山田 孝雄	保健医療福祉関係者	
12	高木 正尊	保健医療福祉関係者	
13	根本 栄子	保健医療福祉関係者	
14	青木 偉年	保健医療福祉関係者	副会長
15	湯川 智美	保健医療福祉関係者	

(順不同・敬称略)

6 成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会委員名簿

任期：平成 29 年 7 月 19 日～平成 31 年 3 月 31 日

No.	氏名	区分	備考
1	中村 智裕	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
2	高木 正尊	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
3	山崎 良美	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
4	青木 偉年	子ども・子育て支援に関し学識経験のあるもの	部会長
5	根本 榮子	子ども・子育て支援に関し学識経験のあるもの	
6	小林 裕美	保護者代表	
7	富永 藍	保護者代表	
8	小泉 清子	保護者代表	
9	浅井 秀	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	任期： H29.7.19～H30.6.30
	長森 克子	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	任期： H30.7.1～H31.3.31
10	石川 絹子	事業主を代表するもの	

(順不同・敬称略)

任期：令和元年7月25日～令和3年3月31日

No.	氏名	区分	備考
1	中村 智裕	子ども・子育て支援に関する事業 に従事するもの	
2	高木 正尊	子ども・子育て支援に関する事業 に従事するもの	
3	高橋 知子	子ども・子育て支援に関する事業 に従事するもの	
4	青木 偉年	子ども・子育て支援に関し学識経 験のあるもの	部会長
5	根本 榮子	子ども・子育て支援に関し学識経 験のあるもの	
6	林 英市	保護者代表	
7	倉澤 亜紀	保護者代表	
8	植田 あすか	保護者代表	
9	長森 克子	子ども・子育て支援に関する事業 に従事するもの	
10	古川 都美子	事業主を代表するもの	

(順不同・敬称略)

7 第2期成田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)を策定するため、第2期成田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び推進に関する事項。
- (2) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、健康こども部に関する事務を所掌する副市長の職にある者をもって充てる。

(検討部会)

第4条 委員会に検討部会を置く。

- 2 検討部会は別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 検討部会に部会長を置き、健康こども部長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会及び検討部会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会に事務局を置き、子育て支援課がこれにあたる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1

副市長 企画政策部長 財政部長 福祉部長 健康こども部長 都市部長 教育部長
--

別表第2

健康こども部長 企画政策課長 財政課長 社会福祉課長 障がい者福祉課長 子育て支援課長 保育課長 健康増進課長 都市計画課長 教育総務課長 学務課長 教育指導課長 生涯学習課長
--